No.１３

令和８年（９月）

# 第３回定例会議案

熊谷市

目　　次


| 議案番号 | 議案名 | 所管課 | 頁 |
|---|---|---|---|
| 第６７号 | 熊谷市税条例の一部を改正する条例 | 市民税課 | 1 |
| 第６８号 | 熊谷市手数料徴収条例の一部を改正する条例 | 市民課<br>市民税課 | 4 |
| 第６９号 | 熊谷市公民館条例及び熊谷市公民館使用条例の一部を改正する条例 | 中央公民館 | 5 |
| 第７０号 | 熊谷市立コミュニティ施設条例の一部を改正する条例 | 市民活動推進課 | 7 |
| 第７１号 | 熊谷市立保育所条例の一部を改正する条例 | 保育課 | 8 |
| 第７２号 | 熊谷市立老人憩の家条例の一部を改正する条例 | 長寿いきがい課 | 9 |
| 第７３号 | 熊谷市水道事業給水条例の一部を改正する条例 | 経営課 | １０ |
| 第７４号 | 熊谷市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 | 消防総務課 | １１ |
| 第７５号 | 熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する条例 | 保育課 | １２ |
| 第７６号 | 熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | 保育課 | １３ |
| 第７７号 | 熊谷市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | 保育課 | １７ |
| 第７８号 | 熊谷市立婦人児童館設置及び管理条例を廃止する条例 | 保育課 | １８ |
| 第７９号 | 熊谷市市民活動支援センター条例を廃止する条例 | 市民活動推進課 | １９ |
| 第８０号 | 熊谷市立生涯活動センター条例 | 市民活動推進課 | ２０ |
| 第８１号 | 熊谷市マンション管理適正化推進条例 | 都市計画課 | ３０ |
| 第８２号 | 熊谷市立学校屋内運動場空調設備の使用料に関する条例 | 教育総務課 | ３８ |
| 第８３号 | 工事請負契約の締結についての変更について<br>（(仮称）第２中央生涯活動センター建築工事） | 市民活動推進課<br>（契約課） | ４１ |
| 第８４号 | 工事請負契約の締結についての変更について<br>（熊谷市立妻沼図書館改修建築工事） | 熊谷図書館<br>（契約課） | ４２ |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 第８５号 | 工事請負契約の締結についての変更について<br>（熊谷市立熊谷西小学校特別教室棟改修建築工事） | 教育総務課<br>（契約課） | ４３ |
| 第８６号 | 工事請負契約の締結についての変更について<br>（熊谷市立佐谷田小学校教室棟改修建築工事（２期）） | 教育総務課<br>（契約課） | ４４ |
| 第８７号 | 財産の処分について<br>（道の駅「くるん熊谷」整備事業用地） | 道の駅<br>整備室 | ４５ |
| 第８８号 | 大里広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び大里広域市町村圏組合の規約変更について | 企画課 | ４６ |
| 第８９号 | 市道路線の認定について | 管理課 | ４８ |

議案第６７号

熊谷市税条例の一部を改正する条例

熊谷市税条例（平成１７年条例第６３号）の一部を次のように改正する。

附則第７条の４中「又は附則第２０条第１項」を「、附則第１９条の３第１項又は附則第２０条第１項」に改める。

附則第１９条の２の次に次の１条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第１９条の３　当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第３８条の２第１項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第３３条第１項及び第２項並びに第３４条の３の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第１８条の６の４で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第１号の規定により読み替えて適用される第３４条の２の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の１００分の３に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

⑴　第３４条の２の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第１９条の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

⑵　第３４条の６から第３４条の８まで、第３４条の９第１項、附則第７条第１項及び附則第７条の３第１項の規定の適用については、第３４条の６中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び

附則第１９条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第３４条の７第１項前段、第３４条の８、第３４条の９第１項、附則第７条第１項及び附則第７条の３第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第１９条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第３４条の７第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第１９条の３第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

⑶　第３５条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第１９条の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第１９条の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

⑷　附則第５条の規定の適用については、同条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第１９条の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第２項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第１９条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和８年法律第６４号）の施行の日の属する年の翌々年の１月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　改正後の熊谷市税条例（以下「新条例」という。）附則第７条の４の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、施

行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

２　新条例附則第１９条の３の規定は、施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

令和８年８月３１日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

「地方税法」の一部改正に伴い、特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例を定めたいので、この案を提出するものであります。

議案第６８号

熊谷市手数料徴収条例の一部を改正する条例

熊谷市手数料徴収条例（平成１７年条例第６６号）の一部を次のように改正する。

附則に次の１項を加える。

（端末機を使用する方法による場合の特例）

６　端末機（本市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機であって、民間事業者が設置及び管理をするものをいう。別表において同じ。）を使用する方法による場合における同表第１号、第１０号、第１７号及び第１８号に掲げる手数料の額については、令和８年１１月２日から令和９年１１月１日までの間に限り、これらの規定中「１５０円」とあるのは、「１０円」とする。

別表第１号、第１０号、第１７号及び第１８号中「２００円」の次に「（端末機を使用する方法による場合にあっては、１５０円）」を加える。

附　則

この条例は、令和８年１１月２日から施行する。

令和８年８月３１日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

コンビニエンスストア等に設置された端末機を使用して交付する住民票の写し等に係る手数料の額を引き下げたいので、この案を提出するものであります。

議案第６９号

熊谷市公民館条例及び熊谷市公民館使用条例の一部を改正する条例

（熊谷市公民館条例の一部改正）

第１条　熊谷市公民館条例（平成１７年条例第１０３号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

| | |
|---|---|
| 〃　箱田公民館 | 〃　仲町１９番地 |
| 〃　石原公民館 | 〃　本石一丁目１０番地 |
| 〃　大原公民館 | 〃　大原三丁目２番１号 |
| 〃　上石公民館 | 〃　石原１１０７番地５ |

」

を

「

| | |
|---|---|
| 〃　箱田公民館 | 〃　仲町１９番地 |
| 〃　石原公民館 | 〃　石原１４０７番地１ |

」

に改める。

（熊谷市公民館使用条例の一部改正）

第２条　熊谷市公民館使用条例（平成１７年条例第１０４号）の一部を次のように改正する。

第１条中「、熊谷市大原公民館、熊谷市上石公民館」を削る。

別表の１熊谷東公民館等の表大原公民館の項及び上石公民館の項を削る。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前までの熊谷市大原公民館及び熊谷市上石公民館の利用に係る使用料については、第２条の規定による改正前の熊谷市公民館使用条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

令和８年８月３１日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市大原公民館及び熊谷市上石公民館を廃止するとともに、熊谷市石原公民館の位置を変更したいので、この案を提出するものであります。

議案第７０号

熊谷市立コミュニティ施設条例の一部を改正する条例

熊谷市立コミュニティ施設条例（平成１７年条例第１２４号）の一部を次のように改正する。

第２条の表熊谷市立コミュニティセンターの項を削る。

第４条第１項の表熊谷市立コミュニティセンターの項を削る。

第５条中第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号から第５号までを１号ずつ繰り上げる。

第８条第１項中「から別表第５まで」を「から別表第４まで」に改める。

第２５条第１項中「熊谷市立コミュニティセンター及び」を削り、同条第２項前段中「別表第１及び別表第３」を「別表第２」に改め、同項後段中「これらの表」を「同表」に改める。

第２９条第２項中「別表第１及び別表第３」を「別表第２」に改める。

別表第１を削り、別表第２を別表第１とし、別表第３から別表第５までを１表ずつ繰り上げる。

附　則

この条例は、令和９年１０月１日から施行する。

令和８年８月３１日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市立コミュニティセンターを廃止したいので、この案を提出するものであります。

議案第７１号

熊谷市立保育所条例の一部を改正する条例

熊谷市立保育所条例（平成１７年条例第１３５号）の一部を次のように改正する。

別表熊谷市立籠原保育所の項を削る。

附　則

この条例は、令和１１年４月１日から施行する。

令和８年８月３１日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市立籠原保育所を廃止したいので、この案を提出するものであります。

議案第７２号

熊谷市立老人憩の家条例の一部を改正する条例

熊谷市立老人憩の家条例（平成１７年条例第１４６号）の一部を次のように改正する。

第２条の表熊谷市立老人憩の家荒川荘の項を削る。

附　則

この条例は、令和９年１０月１日から施行する。

令和８年８月３１日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市立老人憩の家荒川荘を廃止したいので、この案を提出するものであります。

議案第７３号

熊谷市水道事業給水条例の一部を改正する条例

熊谷市水道事業給水条例（平成１７年条例第２２５号）の一部を次のように改正する。

別表第２中「１，３２０円」を「１，６０６円」に、「１，３８６円」を「１，６８３円」に、「１，４５２円」を「１，７６０円」に、「１７６円」を「２０９円」に、「１８７円」を「２３１円」に、「２３１円」を「２７５円」に、「２４２円」を「２９７円」に、「２５３円」を「３０８円」に、「２，２４４円」を「２，７２８円」に、「３，９６０円」を「４，８０７円」に、「９，９００円」を「１２，０２３円」に、「１５，８４０円」を「１９，２２８円」に、「２６，４００円」を「３２，０５４円」に、「４４円」を「５５円」に、「４６２円」を「５６１円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の別表第２の規定にかかわらず、この条例の施行の日前から継続して供給している水道の使用で、同日から令和９年５月３１日までの間に水道料金が確定するものに係る水道料金については、なお従前の例による。

令和８年８月３１日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

水道料金の額を改定したいので、この案を提出するものであります。

議案第７４号

熊谷市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

熊谷市消防団員等公務災害補償条例（平成１７年条例第２２６号）の一部を次のように改正する。

第１９条中「３１万５，０００円」を「３３万円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第１９条の規定は、令和８年４月１日以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

令和８年８月３１日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」の一部改正に伴い、葬祭補償の額の改定を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第７５号

熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する条例

熊谷市立児童クラブ条例（平成１８年条例第３６号）の一部を次のように改正する。

別表熊谷市立長井児童クラブの項中「熊谷市立長井児童クラブ」を「熊谷市立妻沼東児童クラブ」に改め、同表熊谷市立秦児童クラブの項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 熊谷市立第２妻沼東児童クラブ | 熊谷市上根３５８番地 |

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

令和８年８月３１日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市立長井児童クラブの名称変更、熊谷市立秦児童クラブの廃止及び熊谷市立第２妻沼東児童クラブの新設を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第７６号

熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第３０号）の一部を次のように改正する。

第１３条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第１３条　家庭的保育事業者等は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和６年法律第６９号)第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第２９条第３項中「准看護師」の次に「(以下「看護師等」という。)」を加え、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関

する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に５年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型の保育士（附則第８項又は第９項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所Ａ型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第３１条第３項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第４４条第３項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第８項又は第９項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第４７条第３項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第１０項中「法第１８条の１８第１項の登録を受けた者をいい、」を削り、「第２９条第３項」及び「第４４条第３項」の次に「若しくは第４項」を加え、「保育士の数（前２項の規定の適用がないもの

とした場合の第２９条第２項又は第４４条第２項により算定されるものをいう。)」を「前２項の規定の適用がないものとした場合の第２９条第２項又は第４４条第２項により算定される保育士の数」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１３条の改正規定は、令和８年１２月２５日から施行する。

令和８年８月３１日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、小規模保育事業所Ａ型等における保育士の数の算定基準の緩和を行うとともに、児童対象性暴力等の防止に関する規定を定めたいので、この案を提出するものであります。

議案第７７号

熊谷市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊谷市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年条例第３６号）の一部を次のように改正する。

第１３条の次に次の１条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第１３条の２　乳児等通園支援事業者は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附　則

この条例は、令和８年１２月２５日から施行する。

令和８年８月３１日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、児童対象性暴力等の防止に関する規定を定めたいので、この案を提出するものであります。

議案第７８号

熊谷市立婦人児童館設置及び管理条例を廃止する条例

熊谷市立婦人児童館設置及び管理条例(平成１７年条例第１３９号)は、廃止する。

附　則

(施行期日)

１　この条例は、令和９年１０月１日から施行する。

(経過措置)

２　この条例の施行の日前までの熊谷市立婦人児童館の利用に係る使用料については、廃止前の熊谷市立婦人児童館設置及び管理条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

令和８年８月３１日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市立婦人児童館を廃止したいので、この案を提出するものであります。

議案第７９号

熊谷市市民活動支援センター条例を廃止する条例

熊谷市市民活動支援センター条例（平成１９年条例第３２号）は、廃止する。

附　則

この条例は、令和９年１０月１日から施行する。

令和８年８月３１日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市市民活動支援センターを廃止したいので、この案を提出するものであります。

議案第８０号

熊谷市立生涯活動センター条例

（設置）

第１条　市民活動をはじめとした市民の生涯にわたる活動（第３条において「生涯活動」という。）を支援し、及び促進するとともに、地域コミュニティの醸成及び市民と市との協働の推進を図るため、熊谷市立生涯活動センター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第２条　センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|---|---|
| 熊谷市立中央生涯活動センター | 熊谷市石原１４０７番地１ |

（業務）

第３条　センターは、次に掲げる業務を行う。

⑴　生涯活動に関する活動及び支援の場の提供に関すること。

⑵　生涯活動に関する情報の収集及び提供並びに相談に関すること。

⑶　生涯活動に関する企画の立案及び啓発に関すること。

⑷　地域コミュニティの醸成及び市民と市との協働の推進に関すること。

⑸　センターの各室及び附属設備の利用に関すること。

⑹　その他センターの設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

（休館日）

第４条　センターの休館日は、１２月２９日から翌年の１月３日までの日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、休館日に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。

（利用時間）

第５条　センターの利用時間は、午前９時から午後９時までとする。

ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（利用の許可）

第６条　センターの各室及び附属設備を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

２　前項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これをしてはならない。

⑴　秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

⑵　センターの施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

⑶　センターの設置の目的に反すると認められるとき。

⑷　その他管理上支障があると認められるとき。

３　市長は、第１項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

（利用権の譲渡等の禁止）

第７条　前条第１項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、許可目的以外に利用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（遵守事項等）

第８条　市長は、センターの利用者の遵守事項を定め、及びセンターの管理上必要があるときは、その利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

（利用の許可の取消し等）

第９条　市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はセンターの管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すこと

ができる。

⑴　不正な手段によって利用の許可を受けたとき。

⑵　第６条第３項の規定による条件又は前条の規定による遵守事項若しくは指示に違反したとき。

⑶　第７条の規定に違反したとき。

⑷　その他市長が不適当と認めたとき。

２　市は、利用者が前項各号のいずれかに該当する理由により同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

（原状回復）

第１０条　利用者は､センターの施設又は設備の利用を終えたときは、速やかに、原状に復し、返還しなければならない。前条第１項の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

（損害賠償）

第１１条　利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、センターの施設又は設備を損傷したときは、直ちにこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（立入りの制限等）

第１２条　市長は、センター内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれのある者のセンターへの立入りを禁止し、又はその者に対し、退去を命ずることができる。

（指定管理者による管理）

第１３条　市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和２２年法律第６７号。第１９条第１項において「法」という。)第２４４条の２第３項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、セン

ターの管理に関する業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。

⑴　第３条各号に掲げる業務

⑵　センターの維持管理に関する業務

⑶　前２号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

２　指定管理者が前項各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を行う場合における第４条から第６条まで、第８条、第９条及び前条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第９条第２項中「市」とあるのは「市又は指定管理者」とする。

（指定管理者の指定の手続）

第１４条　指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

２　市長は、次に掲げる基準を満たすもののうち最も適切な管理を行うことができると認められるものを指定管理者として指定するものとする。

⑴　センターの公平な利用を確保することができること。

⑵　関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正にセンターの運営を行うことができること。

⑶　センターの設置の目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること。

⑷　指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。

⑸　指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

（指定管理者の公表等）

第１５条　市長は、指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定の期間を告示しなけれ

ばならない。

２　指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の２週間前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

３　市長は、前項の規定による届出があったときは、その旨を告示しなければならない。

（管理の基準等）

第１６条　指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

⑴　関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正にセンターの運営を行うこと。

⑵　センターの維持管理を適切に行うこと。

⑶　指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

２　市長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

⑴　前項各号に掲げる基準に関し必要な事項

⑵　指定管理業務の実施に関し必要な事項

⑶　指定管理業務の事業報告に関する事項

⑷　前３号に掲げるもののほか、センターの管理の適正を期するため必要な事項

（指定の取消し等）

第１７条　市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

⑴　指定管理業務又はその経理に関する市長の指示に従わないとき。

⑵　第１４条第２項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認める

とき。

⑶　前条第１項各号に掲げる基準を遵守しないとき。

⑷　前３号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるとき。

２　市は、指定管理者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

３　第１５条第１項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は指定管理業務の停止について準用する。

（指定管理者による施設の現状変更等）

第１８条　指定管理者は、センターの施設の改修、増設その他の市長が別に定める現状変更を行おうとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

２　指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第１項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

（利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定）

第１９条　市長は、法第２４４条の２第８項の規定により、指定管理者にセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

２　前項の場合における利用料金は、指定管理者が別表に定める範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について市長の承認を受けなければならない。

（利用料金の納付等）

第２０条　利用者は、前条第２項の規定により指定管理者が定めた利用料金を利用の許可を受けたときに指定管理者に前納しなければな

らない。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、利用料金を後納することができる。

２　指定管理者は、利用者が前項の規定に違反したときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

３　市又は指定管理者は、利用者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

（利用料金の減免）

第２１条　指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の不返還）

第２２条　指定管理者が収受した利用料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還する。

⑴　センターの管理上又は公益上の必要によって、利用の許可を取り消したとき。

⑵　利用者の責めに帰することができない理由により、センターの施設又は設備を利用することができないとき。

⑶　利用者が、規則で定める日までに利用の許可の取消しの申出を行い、当該利用の許可の取消しを受けたとき。

（指定の取消し等の場合における管理）

第２３条　第１７条第１項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部（利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、市長が臨時にセンターの管理を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、別表に定める額の範囲内におい

て、市長が定める使用料を徴収する。

２　前項の場合にあっては、第２０条第１項及び第２項、第２１条並びに前条の規定を準用する。この場合において、第２０条第１項中「前条第２項の規定により指定管理者が定めた利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者に」とあるのは「市長に」と、「、指定管理者」とあるのは「、市長」と、「、利用料金」とあるのは「、使用料」と、同条第２項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第２１条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金」とあるのは「使用料」と、前条中「指定管理者が収受した利用料金」とあるのは「既納の使用料」と、別表（備考を除く。）中「利用料金の上限額」とあるのは「使用料」と、同表備考中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

（委任）

第２４条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年１０月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

２　第１４条第１項の規定による指定管理者の指定に関し必要な行為その他この条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第１９条関係）

熊谷市立中央生涯活動センター利用料金の上限額

| 名称 | 利用の単位 | 利用料金の上限額 |
|---|---|---|

| | | |
|---|---|---|
| 活動ルームＡ及びＢ | １時間 | ３３０円 |
| 活動ルームＣ及びＤ | | ２２０円 |
| 活動ルームＥ、Ｆ、Ｇ及びＨ | | １１０円 |
| 和室Ａ及びＢ | | １１０円 |
| オープンサイドルームＡ | | ４４０円 |
| オープンサイドルームＢ | | １，１００円 |
| 多目的ルームＳ | | １１０円 |
| 多目的ルームＭ | | ２２０円 |
| 多目的ルームＬ | | ３３０円 |
| 音楽ルームＡ及びＢ | | １１０円 |
| アクティブフィールド | | ８８０円 |
| ロッカー小 | １個につき１月 | ２２０円 |
| ロッカー中 | | ３３０円 |
| ロッカー大 | | ７７０円 |
| ロッカー長 | | １，１００円 |

備考

１　「１時間」とは、午前９時から始まる１時間ごとの区分とする。

２　準備及び原状回復のための時間は、利用料金の計算の時間に含まれるものとする。

３　「１月」とは、月の初日からその月の末日までの期間をいう。ただし、月の途中の日から利用した場合又は月の途中の日まで利用した場合における１月未満の端数の期間については、その端数の期間を１月として計算する。

４　入場料若しくはこれに類する料金を徴収する場合又は営利目的で利用する場合の利用料金は、規定の利用料金の１００分の２００に相当する額とする。

５　熊谷市に居住又は通勤若しくは通学をしている者以外の利用料金は、規定の利用料金の１００分の２００に相当する額とする。

６　前２号のいずれにも該当する場合は、規定の利用料金の１００分の４００に相当する額とする。

７　アクティブフィールドの利用は、身体を動かしながら行う交流活動に限る。

８　アクティブフィールドの半面を利用するときは、規定の利用料金（備考第４号から備考第６号までの規定に該当する場合にあっては、これらの規定により計算して得た額）の１００分の５０に相当する額とする。

令和８年８年３１月提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

生涯活動を支援し、及び促進するとともに、地域コミュニティの醸成及び市民と市との協働の推進を図るため、熊谷市立生涯活動センターの設置及び管理について定めたいので、この案を提出するものであります。

議案第８１号

熊谷市マンション管理適正化推進条例

目次

第１章　総則（第１条―第９条）
第２章　管理状況等の届出（第１０条・第１１条）
第３章　マンションの適正管理（第１２条―第１９条）
第４章　防災・防犯（第２０条―第２２条）
第５章　コミュニティの形成（第２３条・第２４条）
第６章　雑則（第２５条―第２９条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、マンションの管理に関し必要な事項を定めることにより、マンションの管理の適正化を推進するとともに、良好な居住環境の確保を図り、もって市民生活の安定及び市街地の環境の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例における用語の意義は、次に掲げるものを除き、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成１２年法律第１４９号。第４条において「適正化法」という。）に定めるところによる。

⑴　居住者等　現にマンションに居住している者又はマンションを使用している者をいう。

⑵　管理規約等　建物の区分所有等に関する法律（昭和３７年法律第６９号。以下「区分所有法」という。）第３０条第１項（区分所有法第６６条において読み替えて準用する場合を含む。）及び区分所有法第３０条第２項に規定する共有すべき所有者の規約並

びに当該規約に基づき定める細則等をいう。

⑶　長期修繕計画　マンション（専有部分を除く。）に係る長期的な修繕に関する計画をいう。

（市の責務）

第３条　市は、マンションの管理の適正化を推進するため、マンションの管理状況の調査及び把握に努めるとともに、必要な施策を講ずるものとする。

（管理組合の責務）

第４条　管理組合は、マンションの管理の主体として、適正化法第３条第２項第３号に規定するマンション管理適正化指針、適正化法第３条の２第２項第４号に規定する都道府県等マンション管理適正化指針及びこの条例（以下「マンション管理適正化指針等」という。）の定めるところにより、当該マンションを適正に管理するよう自ら努めなければならない。

（マンションの区分所有者等の責務）

第５条　マンションの区分所有者等は、マンションの管理に関し、管理組合の一員としての役割を適切に果たすよう努めなければならない。

２　マンションの区分所有者等は、その専有部分を当該マンションの区分所有者等以外の者に貸与するときは、あらかじめ、その者に対し、管理規約等に定める事項を説明するものとする。

（マンション管理業者の責務）

第６条　マンション管理業者は、管理組合から委託を受けた管理事務（次項において「受託事務」という。）を誠実に履行するとともに、マンションの適正な管理に資するため、当該管理組合に対し、当該マンションの管理に関する情報の提供及び助言を行うよう努めなければならない。

２　受託事務を行うマンション管理業者は、管理組合が市の行うマンションの管理の適正化を推進するための施策に対応し、又は協力する必要があるときは、当該管理組合に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。

（マンション管理士等の責務）

第７条　マンション管理士等（マンション管理士その他マンションの管理に関し専門的知識を有するものをいう。）は、マンションの管理に関し、管理組合の管理者等、マンションの区分所有者等その他のマンションの管理に関わる者の相談に応じるときは、専門的知識をもって、助言その他の援助を適切に行うよう努めなければならない。

（宅地建物取引業者の責務）

第８条　宅地建物取引業者は、マンションに係る宅地建物取引業法（昭和２７年法律第１７６号）第２条第２号に規定する行為を行うときは、あらかじめ、契約の締結を予定する者に対し、当該マンションの管理規約等、長期修繕計画その他の当該マンションの管理に関する事項を提示して十分に説明し、理解を得るよう努めなければならない。

（マンション分譲事業者の責務）

第９条　マンション分譲事業者（宅地建物取引業者であって、自ら売主として又は売主を代理して新築のマンション（新たに建設されたマンションであって、まだ人の居住の用に供したことのないものをいう。第１１条及び附則第２項において同じ。）を分譲するものをいう。同条において同じ。）は、管理規約等、長期修繕計画並びに管理費及び修繕積立金としてマンションの区分所有者等が拠出すべき額の案を適切に定め、あらかじめ、買主に対し、当該案の内容を提示して十分に説明し、理解を得るよう努めなければならない。

２　前項の修繕積立金としてマンションの区分所有者等が拠出すべき額の案は、長期的な資金計画の安定性及び将来の急激な負担の増加の防止に配慮して定めるよう努めなければならない。

## 第２章　管理状況等の届出

（管理状況の届出）

第１０条　管理組合（規則で定めるマンションの管理組合を除く。）の管理者等（管理者等が置かれていないときは、当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等。以下同じ。）は、規則で定めるところにより、マンションの管理状況に関する事項について、定期に市長に届け出なければならない。

２　前項の規定による届出を行った管理組合の管理者等は、当該届出に係る事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

（新築マンションの管理に関する事項の届出）

第１１条　マンション分譲事業者は、新築のマンション（規則で定めるマンションを除く。）を分譲しようとするときは、規則で定めるところにより、当該マンションの管理に関する事項について、市長に届け出なければならない。

## 第３章　マンションの適正管理

（管理組合の運営体制の整備）

第１２条　管理組合は、マンションを適正に管理することができるよう、運営体制を整備するものとする。

２　管理組合（区分所有法第４７条第１項（区分所有法第６６条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する法人を除く。）は、その運営のために、管理者（区分所有法第２５条第１項（区分所有法第６６条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により選任された管理者をいう。）を置くよう努めるものとする。

（管理規約等の設定）

第１３条　管理組合は、マンションの管理の実態に応じた管理規約等を定めるものとする。

（集会の開催）

第１４条　管理組合は、少なくとも毎年１回、集会を開催し、マンションの管理に関する意思決定を適正に行うものとする。

（名簿の作成及び保管）

第１５条　管理組合は、区分所有法の定めるところによりマンションの区分所有者の名簿を、管理規約等の定めるところにより居住者等の名簿を備え、適正に保管するものとする。

（管理費等の額の設定等）

第１６条　管理組合は、マンションの管理及び維持保全の実態に応じ、管理費及び修繕積立金としてマンションの区分所有者等が拠出すべき額及びその徴収方法を管理規約等に定めるものとする。

２　管理組合は、管理費と修繕積立金とを区分して経理するものとする。

（長期修繕計画の作成等）

第１７条　管理組合は、長期修繕計画を作成するものとする。

２　管理組合は、マンション（専有部分を除く。）の損傷、腐食その他の劣化の状況を踏まえ、必要に応じ、長期修繕計画を見直すものとする。

３　前条第１項の修繕積立金としてマンションの区分所有者等が拠出すべき額は、長期修繕計画に基づいて管理規約等に定めるものとする。

４　管理組合は、長期修繕計画に基づき、修繕を実施するものとする。

（建替え等の合意形成）

第１８条　管理組合は、修繕によるマンションの維持が困難になった

場合における建替え、除却又は売却に向けた合意形成を図るよう努めなければならない。

（旧耐震基準のマンションの耐震化）

第１９条　昭和５６年５月３１日以前に建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６条の規定に基づく確認を受けたマンションの管理組合は、耐震性を把握するため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号）第２条第１項に規定する耐震診断を行うとともに、必要に応じて同条第２項に規定する耐震改修を行うよう努めなければならない。

## 第４章　防災・防犯

（防災体制の整備）

第２０条　管理組合は、防災に関する計画の作成、災害時において特に支援を要する者の把握、防災用品の備蓄、防災訓練の実施その他必要な防災体制の整備に努めなければならない。

（防犯体制の充実）

第２１条　管理組合は、マンションの構造に応じた防犯設備の設置及び防犯に係る管理体制の充実を図るよう努めなければならない。

（暴力団等の排除）

第２２条　管理組合は、管理規約等に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第６号に規定する暴力団員及び熊谷市暴力団排除条例（平成２５年条例第２８号）第３条第２項に規定する暴力団関係者の排除に係る規定を定めるよう努めなければならない。

## 第５章　コミュニティの形成

（居住者等間のコミュニティの形成）

第２３条　管理組合及び居住者等は、居住者等間のコミュニティの形成に取り組むよう努めなければならない。

（地域とのコミュニティの形成）

第２４条　管理組合及び居住者等は、地域住民、自治会等との良好なコミュニティの形成に取り組むよう努めなければならない。

## 第６章　雑則

（立入調査等）

第２５条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、管理組合の管理者等に対し、その管理状況について必要な報告を求め、又はその職員に、当該マンションの敷地に立ち入り、その管理状況を調査させることができる。

２　前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（助言及び指導）

第２６条　市は、この条例の施行に必要な限度において、マンション管理適正化指針等に即し、管理組合の管理者等に対し、マンションの管理の適正化を図るために必要な助言及び指導をすることができる。

（勧告）

第２７条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、管理組合の運営がマンション管理適正化指針等に照らして著しく不適切であることを把握したときは、当該管理組合の管理者等に対し、マンション管理適正化指針等に即したマンションの管理を行うよう勧告することができる。

（公表）

第２８条　市長は、前条の規定による勧告を受けた管理組合の管理者等が、正当な理由なくこれに従わない場合には、その旨並びにマン

ションの名称及び所在地を公表することができる。

２　市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該管理組合の管理者等にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（委任）

第２９条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　第９条及び第１１条の規定は、この条例の施行の日以後に区分所有権（区分所有法第２条第１項に規定する区分所有権をいう。）の目的である部分を初めて分譲する新築のマンションについて適用する。

令和８年８月３１日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

マンションの管理の適正化を推進するとともに、良好な居住環境の確保を図るため､マンションの管理に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出するものであります。

議案第８２号

熊谷市立学校屋内運動場空調設備の使用料に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１３７条の規定により利用する場合における熊谷市立学校屋内運動場の空調設備（次条第１項及び第４条第１号において「空調設備」という。）の使用料に関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用料）

第２条　空調設備を使用しようとする者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

２　使用料を算定する場合においては、使用する時間が１時間未満であるとき、又はその時間に１時間未満の端数があるときは、１時間として計算する。

（使用料の免除）

第３条　市長は、特に必要があると認めたときは、使用料を免除することができる。

（使用料の不返還）

第４条　既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該使用料を返還することができる。

⑴　空調設備を使用する者の責めによらない理由により、空調設備を使用することができなかったとき。

⑵　その他特に返還することが適当であるとき。

（委任）

第５条　この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年３月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

⑴　次項の規定　公布の日

⑵　別表第１号の表の規定　令和９年４月１日

（準備行為）

２　第３条の規定による使用料の免除に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

別表（第２条関係）

⑴　小学校

| 学校名 | 施設名 | 使用料（１時間当たり） |
|---|---|---|
| 熊谷市立石原小学校 | アリーナ | １，０００円 |
| 熊谷市立久下小学校 | アリーナ | １，５００円 |
| 熊谷市立奈良小学校 | アリーナ | １，５００円 |
| 熊谷市立妻沼小学校 | アリーナ | １，５００円 |
| 熊谷市立江南北小学校 | アリーナ | １，５００円 |

⑵　中学校

| 学校名 | 施設名 | 使用料（１時間当たり） |
|---|---|---|
| 熊谷市立中条中学校 | アリーナ | １，６００円 |
| | 卓球場 | ３００円 |
| 熊谷市立別府中学校 | アリーナ | １，１００円 |
| | 卓球場 | ２００円 |
| 熊谷市立大里中学校 | アリーナ | １，６００円 |
| | 卓球場 | ３００円 |

令和８年８月３１日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市立学校屋内運動場の空調設備の使用料に関し、必要な事項を定めたいので、この案を提出するものであります。

議案第８３号

工事請負契約の締結についての変更について

工事請負契約の締結について（令和７年議決第９７号）の一部を次のように変更することについて、議決を求める。

「４　契　約　金　額　　１，５０４，８００，０００円」を

「４　契　約　金　額　　１，５５０，０２１，０００円」に変更する。

令和８年８月３１日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

（仮称）第２中央生涯活動センター建築工事に係る請負契約の金額を増額したいので、この案を提出するものであります。

議案第８４号

工事請負契約の締結についての変更について

工事請負契約の締結について（令和８年議決第５１号）の一部を次のように変更することについて、議決を求める。

「４　契 約 金 額　　２２９，９００，０００円」を

「４　契 約 金 額　　２３１，５５０，０００円」に変更する。

令和８年８月３１日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市立妻沼図書館改修建築工事に係る請負契約の金額を増額したいので、この案を提出するものであります。

議案第８５号

工事請負契約の締結についての変更について

工事請負契約の締結について（令和８年議決第５２号）の一部を次のように変更することについて、議決を求める。

「４　契　約　金　額　　４２７，４６０，０００円」を

「４　契　約　金　額　　４３０，３２０，０００円」に変更する。

令和８年８月３１日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市立熊谷西小学校特別教室棟改修建築工事に係る請負契約の金額を増額したいので、この案を提出するものであります。

議案第８６号

工事請負契約の締結についての変更について

工事請負契約の締結について（令和８年議決第５３号）の一部を次のように変更することについて、議決を求める。

「４　契　約　金　額　　１５０，７００，０００円」を

「４　契　約　金　額　　１５１，８００，０００円」に変更する。

令和８年８月３１日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市立佐谷田小学校教室棟改修建築工事に係る請負契約の金額を増額したいので、この案を提出するものであります。

議案第８７号

財産の処分について

次のとおり土地を処分することについて、議決を求める。

１　場所、地積等

| 土地の所在 | 地番 | 地目 | 地積<br>（平方メートル） |
|---|---|---|---|
| 熊谷市池上字高根 | １１６７番 | 雑種地 | １０，４０４．５３ |

２　処　分　価　格　３６，４１５，８５５円

３　契約の相手方　さいたま市北区吉野町一丁目４３５番地

分任支出負担行為担当官

関東地方整備局大宮国道事務所

所長　隅　藏　雄一郎

令和８年８月３１日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

池上地内の市有地を処分したいので、この案を提出するものであります。

議案第８８号

大里広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び大里広域市町村圏組合の規約変更について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定により、大里広域市町村圏組合において共同処理する事務のうち、埼玉県知事の許可があった日から同組合が管理運営するごみ焼却施設の範囲に関する規定の整備を行うとともに、大里広域市町村圏組合規約を別紙のとおり変更することについて、議決を求める。

令和８年８月３１日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

大里広域市町村圏組合が管理運営するごみ焼却施設の範囲を定める必要があるため、同組合において共同処理する事務の一部を変更すること及び大里広域市町村圏組合規約を変更することについて協議したいので、この案を提出するものであります。

別紙

大里広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約

大里広域市町村圏組合規約（昭和四十七年埼玉県指令地第千七百八十一号）の一部を次のように変更する。

第三条第一号中「ごみ焼却施設」の下に「（組合市町が共同設置したものに限る。）」を加える。

附　則

この規約は、埼玉県知事の許可のあった日から施行する。

議案第８９号

市道路線の認定について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第２項の規定により、別紙記載の路線を市道路線として認定することについて、議決を求める。

令和８年８月３１日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

開発行為に伴い本市に帰属された道路等を市道路線として認定したいので、この案を提出するものであります。

別紙

| 整理番号 | 路線名 | 起点 | 重要な経過地 |
|---|---|---|---|
| | | 終点 | |
| 1 | 市道　11063　号線 | 西別府字足利２０４７番１５地先 | |
| | | 西別府字足利２０４７番１４地先 | |
| 2 | 市道　41146　号線 | 石原字植木３７６番１地先 | |
| | | 石原字植木４１４番地先 | |